

IFRS の任意適用がコーポレート・ガバナンスに与える影響

海老原専門ゼミナール 金融学科 4年 仲地亮・荻島樹・塚原彩奈・酒井実祐

論文要旨

本研究の目的は日本の上場企業において一般に IFRS と呼ばれる国際会計基準の任意適用が増加する傾向がある。そこで、IFRS の任意適用は企業のコーポレートガバナンスにどのような影響を与えるのか、明らかにすることである。

IFRS は、2010 年 3 月期以降の連結決算から任意適用が可能になり、年々、適用企業、適用決定企業、適用予定企業がますます増加する傾向にある。IFRS の任意適用は、グローバルマネーのさらなる呼び込み効果などが期待されるが、本研究では、IFRS 任意適用によって企業のグローバル化がさらに進展することに伴って、コーポレート・ガバナンスにどのような変化が生じるのかという点に注目した。

海外と日本のガバナンスを比較したとき、世界各国では、女性役員比率を増加させるための政策を打ち出し、EU では、QUOTA 制という役員の一定比率以上を女性とすることが義務付けられている国が多いことで知られている。日本でも政府が女性役員登用を政策的に進めているが女性役員の登用が世界と比べて低い水準になっている。また、取締役についても、欧米の取締役会は、業務執行を行わない社外取締役中心であることから社外取締役比率は高い傾向にある。その一方、日本の取締役会は業務執行を兼ねる社内取締役中心であるため、社外取締役比率は低い水準にあるのが現状だ。

海外企業と比較した場合、コーポレート・ガバナンスが相対的に悪く見られないために、IFRS 導入企業は女性役員比率や社外取締役割合を上昇させるインセンティブを持つと考えられる。

傾向スコアマッチング・DID 分析の末、「IFRS 任意適用企業は、適用後に女性役員比率が上昇する」「IFRS 任意適用企業は、適用後に社外取締役比率が上昇する」という二つの仮説が支持されるという結果を得た。

この結果は、IFRS 任意適用企業が、海外投資家を意識して、グローバル基準に向けたコーポレート・ガバナンスの改善を行っていることを示唆し、IFRS の任意適用は、結果として役員登用という企業の経営行動に影響を及ぼし、コーポレート・ガバナンスの改善に寄与することが、本研究を通じて明らかにすることができた。